地域枠医師に係る令和8年度専門研修開始者の診療科別募集上限案

1 募集上限を設けることとなった経緯について

- (1) 地域枠医師については、離島・北部の医療ニーズが高い診療科の専攻 医数が十分でない一方で、ニーズが比較的限られる診療科の専攻医数が 増える傾向にあることが課題となっていた。
- (2) 地域枠医師の円滑な義務履行を図るため、令和2年度第2回・第3回 地域医療対策協議会の協議を経て同年度末に地域枠キャリア形成プロ グラムを改正し、専門研修段階における診療科別人数制限について記載。
- (3) 令和3年度第2回地域医療対策協議会において、令和5年度専門研修開始者から制限を設ける方針について協議・了承。

2 令和8年度専門研修開始者の募集上限案

別紙のD欄

3 募集上限案の設定方法

- (1) 令和8年度専門研修開始者は基本領域研修終了後、直ちにかつ4年連続で指定医療機関に勤務するものと仮定し、義務履行開始時期は、専門研修名の翌年度からの4年間とする(専門研修中の最終年度の義務履行もある)。(→別紙のA)
- (2) 指定医療機関の診療科別定数については、令和7年度現在の定数であり、指定医療機関における地域枠医師の受入上限見込数として、指定医療機関の診療科別定数の50%を限度として設定。(→別紙のB)
- (3) 令和7年度までに専門研修を開始した地域枠医師の診療科別の義務履行予定者数は、地域枠医師のキャリアプランに基づく義務履行を想定したものであり、育休等による中断等は考慮していない。(別紙のC)
- (4) Bの受入上限見込数から、Cの義務履行予定者数を差し引いた値を 令和8年度の「募集上限」とする。(→別紙のD(B-C))
 - ※差し引いた値がゼロとなった診療科(眼科、泌尿器科、放射線科、病理科)で研修希望者があった場合は、必要に応じて琉球大学医局、地域医療支援センター及び県による協議の上、当該年度は1名の採用について検討する。

令和8年度専門研修開始者(地域枠)

義務履行時の必要配置医師見込数・R8募集上限(事務局案)

	No.	診療科	基本領域研修年数	<u>令和8年度</u> 開始者 の義務履行時期 (4年間) A	A の時期の 地域枠配置医師 上限見込数 B	A 初年度における義務履行予定者数 (キャリアプラン)	令和8年度開始者 募集上限 ※令和7年度までに専門研修を開始した地域 枠医師の配置を考慮 D(B-C)	備考
推奨診療科	1	内科	3	R11~R14	24	13	11	募集上限案 を超過した 場合、枠に ついて再調 整を行う。
	2	小児科	3	R11~R14	10	2	8	
	3	外科	3	R11~R14	12	2	10	
	4	産婦人科	3	R11~R14	9	4	5	
	5	救急科	3	R11~R14	7	4	3	
	6	総合診療	3	R11~R14	18	2	16	
	7	皮膚科	5	R13~R16	2	0	2	
	8	精神科	3	R11~R14	4	3	1	
	9	整形外科	4	R12~R15	6	1	5	
	10	眼科	4	R12~R15	2	2	0 ※	
	11	耳鼻咽喉科	4	R12~R15	1	0	1	
	12	泌尿器科	4	R12~R15	1	1	0 ※	
	13	脳神経外科	4	R12~R15	2	0	2	
	14	放射線科	3	R11~R14	3	3	0 ※	診断専門医 に限る
	15	麻酔科	4	R12~R15	6	3	3	
	16	病理科	3	R11~R14	1	1	0 ※	

- ・Aは、基本領域研修終了後直ちにかつ4年連続で指定医療機関に勤務した場合を想定。 (一部診療科については専門研修中からの義務履行もある)
- ・Bは、指定医療機関における医師定数のうち、地域枠医師配置における上限人数を見込む。 例:内科の場合 指定医療機関における医師定数47(県北10、県宮12、県八8、北医12、久米島5)×50% ≒ 24
- ・Cは、令和7年度までに専門研修を開始した地域枠医師のキャリアプランに基づく義務履行を考慮したものであり、育休等による中断は考慮していない。
- ・令和8年度開始者募集上限は、Dを四捨五入し、それからCを差し引きした値
- ※差し引いた値がゼロとなった診療科(眼科、泌尿器科、放射線科、病理科)で研修希望者があった場合は、琉球大学医局、 地域医療支援センター及び県による協議の上、当該年度は1名の採用について検討する。

なお、地域枠医師キャリア形成プログラムでは、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、放射線科、泌尿器科、病理科を希望する地域枠医師に対し、これらの診療科では指定医療機関勤務時に1人医師診療が前提となることを踏まえ、臨床研修でその実態を経験することを 推奨している。